

令和3年度いじめ防止対策協議会における協議事項について（案）

1. いじめの重大事態の調査組織に関する現状

- 学校または学校の設置者によるいじめ重大事態の対応に関して、以下のような指摘がなされている。
（例）
 - ・ 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
 - ・ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、迅速な調査組織の設置や調査の開始に至らなかった。
 - ・ 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
 - ・ 自治体によって経験値も異なり、調査目的・範囲・調査方法・関係する児童生徒や保護者への対応方法等に差がある。
 - ・ 関係する児童生徒や保護者に対し、学校または学校の設置者による重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の説明が不足している。

2. いじめの重大事態の調査に関する課題

- この現状は、いじめ重大事態調査に関する学校や学校の設置者における体制面や運用面に係る課題だと考えられる。
- 学校または学校の設置者によるいじめ重大事態調査を、円滑かつ適切に実施するために、より実効的な対策を講じる必要性がある。

3. 協議事項について

- 主に以下の事項について協議いただく。
 - ・ 重大事態調査における初期対応
 - ・ 重大事態調査における委員の人选・人材の確保
 - ・ 被害児童生徒及び保護者等への対応
- アンケート等の実施により現状把握を行いながら、上記を中心に議論することにより、調査組織の目的や位置付け、権限・能力、調査結果の内容（報告事項）について学校または学校の設置者によるいじめ重大事態調査の体制面や運用面の改善を図り、重大事態対応における混乱や困り感の解消を目指す。